

「出生証明書」に助産婦が署名することから

佐々木 百合子

東京都教職員互助会三楽病院産科部長

1995年1月1日から、出生証明書の内容が一部改定されました。この改定を機に、当三楽病院では産科部長と話しあい、1月1日からの出生証明書は直接介助をした助産婦が署名、捺印することになりました。全国の助産婦の皆さんのなかには「何を今さら」と言われる方も多いことでしょう。でも、「それはすごい」と言ってくださる方も同じくらい多いのではないのでしょうか。

確かに出生証明書の「記入の注意」には、「この出生証明書の作成者の順序は、この出生の立会者が例えば医師・助産婦ともに立ち会った場合には医師が書くように」とあります。現在の出産は99%が施設内であり、うち助産院が1%弱とすると、ほとんどの助産婦が病院・診療所に勤務し、医師と共働しています。結果、署名捺印は医師であることが当然とされています。さらに、その責任上ということで、産科部長や病院長の名前であることが一般的です。

でも、出生証明書とは、そもそも「確かにこの子が、この時間に、間違いなくこの母から出生した」ことを証明するもののはずです。そうであれば、立ち会った医師が記入し、署名捺印するのは納得できますが、その場に立ち会っていない部長や院長が代表者であるということで捺印するというのは、やっぱりおかしいと思うのです。出生証明書の意味するところを考えれば、間違いがなくその母を確認し、その子の生まれるのを介助した助産婦が記入し、自らの責任のもとに署名捺印することは、しごく妥当なことです。署名捺印は部長や院長の名前でも、記入はすべて助産婦がしているのが現実なのですから。

医師と共働していると、「すぐ医療介入する」「制

約が多くて思うようなケアができない」など、上手にパートナーシップをとれない状況が多々あります。「病院では本来の助産婦の仕事ができない」と嘆く仲間に“本当だな”と思いつつ、でも私は、“なぜ妊婦さんは病院に来られるのだろう。それは助産院の存在を知らないからだけだろうか”と考えるのです。

病院という枠のなかで助産婦らしい仕事を、自分たちで自分たちの責任のもとに、きちっと打ち出す努力を本当にしつづけてきたのでしょうか。妊産褥婦さんから、「助産婦」が見える仕事をしているのでしょうか。

病院によっては、分娩室入室は医師の指示が必要なところがあったり、「指導の類はビデオがあるから」と堂々と話す助産婦がいるのも事実です。その一方で、医師の代行やアシスタント業務で走り回ってはいないのでしょうか。

施設で医師と共働している私たちは、今この時代だからこそ、“自分たちは何をする人なのか”改めて考える必要がありそうです。そこで仲間うちで伝えあうだけでなく、他へも伝えてゆく手立てを持つことも大切です。

先日、院内研究発表会で主任が「夫立ち会い分娩」について発表したところ、講評者から「当たり前だと思っていたけど、文献を見たら全国でも少数だと知って驚いた」と言われ、院内でのPRすら不十分だったことに気づかされました。看護部内でも助産婦は少数ですから、なかなか意見は通りにくいものです。でも、出生証明書が1つの例であるように、身近なところから「助産婦」を表面化させてゆく手立てを、助産婦自身が構じてゆきたいと思うのです。